

社会福祉法人ジェイエー長野会
グループホームあぐり山本 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する認知症対応型グループホームあぐり山本（以下「事業所」という。）を行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び、認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する次項を定め、事業所の介護福祉士または介護員研修の修了者（以下「介護員等」という。）が要介護状態または要支援の状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対して、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、認知症対応型共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）の提供を行うことにより、要介護状態等の高齢者及び家族が安心して日常生活が営まれることを事業の目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の指定認知症対応型共同生活介護従業者は、要介護状態等の高齢者に対して次の指定共同生活介護を提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の向上を図ると共に、その家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

要支援であって認知症の状態にある方（著しい先進状態・行動障害のある方、症状が急性期である方を除く）に対して、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業

要介護状態であって認知症の状態にある方（著しい先進状態・行動障害のある方、症状が急性期ある方を除く）に対して、その有する能力に応じ自立して日常生活が営むことができるよう、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行う指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

2、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括センター、保健医療・福祉サービス提供者や関係市町村と密着な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 グループホームあぐり山本
- 2、所在地 長野県飯田市竹佐 653 番地 1

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に配属する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1、管理者

- (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。但し、本事業の管理上支障がない場合は他の職務と兼務することができる。
- (2) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、本規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。

2、計画作成担当者

- (1) 常勤の計画作成担当者を1名以上配置する。但し、介護員の業務と兼務する。
- (2) 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・調整を行う。

3、介護職員

- (1) 介護従事者を1ユニットごと7名以上配置する。介護従事者は、利用者に対し日中、夜間の必要な介護及び、支援を行う。

4、事務員

- (1) 事務職員を兼務で1名以上配置する。事務員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間・利用定員)

第5条 事業所の営業日は毎日(365日)とする。

事業所の利用定員は、各ユニット9名 2ユニットで18名とする。

(生活介護の内容)

第6条 指定共同生活介護の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 入浴・排泄・食事等、日常生活必要な介助
- (2) 利用者のためのレクリエーションの実施
- (3) 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練
- (4) 利用者又は家族に対する相談等の精神的ケア
- (5) その他利用者の生活向上のために必要な援助

(利用料等その他の費用の額)

第7条 本事業が提供する指定認知症共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 48,000円/月
- ② 食費 41,800円/月
- ③ 水道光熱費 18,000円/月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用実費

- 2、月の中途における入居又は退居については、日割り計算とする。
- 3、利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は、口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業は地域密着型サービスとなり、実施地域は、飯田市とする。

（緊急時の対応）

第9条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

（研修体制について）

第10条 介護員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|--------|----------|
| ①採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ②継続研修 | 随時 |

（設備及び備品など）

第11条 事業の運営を行うために、必要な広さの専門区画を設けるとともに、指定共同生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第12条 指定共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第13条 指定共同生活介護の対象者は要支援者・要介護者であって認知症の状態にあり、次の通りとする。

- ① 利用者は、普段の生活の延長と考え、楽な気持ちで入居し、介護員、入居者相互間の信頼、助け合いで仲良く暮らすようにする。
 - ② 日常生活の用件や身体の具合等について、気兼ねなく介護員に伝えるようにする。
 - ③ その他の具体的な留意事項（面会時間、外出・外泊、所持品、ペットの持ち込み、飲酒、喫煙等）については別に定めるところによるものとし、重要事項説明書に記載して利用者に説明する。
- 2、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(受給資格等の確認)

第 14 条 指定共同生活介護の利用を求められた場合は、その者の指示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第 15 条 指定共同生活介護の利用の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(共同生活介護計画の作成)

第 16 条 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定共同生活介護の目標や目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した共同生活介護計画を作成しなければならない。

- 2、計画作成担当者は、共同生活介護計画の作成に当っては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 3、計画作成担当者は、共同生活介護計画を作成した際には、共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 4、計画作成担当者は、共同生活介護計画の作成後、共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行わなければならない。

(介護予防のための効果的な支援)

第 17 条 指定介護予防共同生活介護を提供するにあたり、次の基本方針と具体的方針に基づき、指定介護予防共同生活介護を提供しなければならない。

(1) 基本方針

- ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行う。
- ②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。
- ③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(2) 実施手順に関する具体的方針

- ①サービス提供の開始にあたり利用者の心身状態等を把握すること。
- ②個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定すること。
- ③個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること。

（サービスの提供の記録）

第 18 条 指定共同生活介護を提供した際には、当該指定共同生活介護の提供日及び内容、当該指定共同生活介護について利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2. 指定共同生活介護を提供した際には、提供した具体的サービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 19 条 法定代理受理サービスに該当しない指定共同生活介護に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（衛生管理等）

第 20 条 介護員等の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年 1 回は健康診断を受けさせる。

2. 当事業者は、感染予防のため設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。また、介護員は、感染症等に関する知識の習得に努める。
3. 感染症が発生・まん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

（掲示・開示）

第 21 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護員等の体制その他の利用申込者のサービスの選択し資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2. 当事業所は、行政庁が実施する「第三者評価制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

（秘密保持等）

第 22 条 従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。
3. サービス担当者会議、利用者のケア会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておかなければならない。

(広告)

第23条 当事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないように十分配慮して行うものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を禁止するものとする。

(苦情処理)

第25条 自ら提供した指定共同生活介護に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた場合には、所定用紙に内容等記録しなければならない。

2、提供した指定共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3、提供した指定共同生活介護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第26条 事業者は利用者の人権、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第27条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第28条 地元消防署の指導・助言により、防災訓練(年1回以上)を実施する。尚、消防署の指導により防火責任者を置くと共に、消防計画に準ずる計画を作成する。

2、災害時の連絡体制を定めると共に、地元消防支部の指導により、地元住民との協力体制の確立に努める。

(拘束の禁止)

第 29 条 事業の提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体拘束を行わないものとする。

- 2、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得ない理由を記録し、契約終了後 2 年間保存するものとする。

(会計の区分)

第 30 条 事業の会計は、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 31 条 当事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2、利用者に対する指定共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結日から 2 年間保存するものとする。

- ①共同生活介護計画
- ②提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③市町村への通知に係わる記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ⑥利用者負担金収納簿

(その他)

第 32 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は理事長と本部長との協議に基づいて定めるものとする。

(規程の改廃)

第 33 条 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程の改廃は、理事会による協議に基づいて行われる。

附則

本規程は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。

本規程は、令和 6 年 6 月 1 日から改定施行する。